

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金の交付に関する要綱

令和 7 年 3 月 2 8 日
6 教 学 高 第 3 0 1 8 号
教 育 長 決 定

(通則)

第 1 条 東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）その他の法令及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「東京都立高等学校」とは、東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）別表に規定する高等学校をいう。
- (2) 「農業系学科」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条別表第三に定める主として専門学科において開設される各教科のうち、農業及び家庭に属する科目を教育課程に編成している学科をいう。
- (3) 「農業関連資格」とは、農業等に関する資格・検定試験及び技能講習・特別教育をいう。具体的な農業関連資格は、別に定める。
- (4) 「受験」とは、農業等に関する資格・検定試験の受験及び技能講習・特別教育の受講をいう。
- (5) 「保護者等」とは、学校教育法第16条に規定する保護者又は生徒に保護者がいない場合で生徒が主として他の者の収入により生計を維持しているときには、その者をいう。

(交付の目的)

第 3 条 この補助金は、農業系学科を設置する東京都立高等学校に在学する生徒（以下「補助事業者」という。）が、農業関連資格の取得を目指して受験及び試験対策（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費を補助することにより、補助事業者の専門知識の習得をより一層図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 4 条 東京都知事（以下「知事」という。）は、補助事業者が補助事業を行う場合に要する経費のうち、補助金交付の対象として必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費は、次条に規定する補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内に、別に定める支払方法により

支払った経費に限るものとする。

- 3 補助事業者のうち、東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱（平成29年4月25日付29教学高第228号）第3条に規定する交付対象者に対する補助対象経費については、同要綱第8条に規定する当該給付金の交付対象として充当された又は充当される経費は含まないものとする。

（補助事業の実施期間）

第5条 補助事業の実施期間は、原則として、補助事業者が次条の規定に基づく交付申請を行った日から、別に定める補助事業を完了する日までとする。ただし、補助事業者が第12条の規定に基づく遅延等の報告を行い知事から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日までを事業実施期間とすることができる。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式1）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 知事は、前条の規定に基づく交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付の申請をした者に対し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日の翌日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

（補助事業の経理）

第9条 第7条第1項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費については、全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了（第11条の規定に基づく補助事業の中止の申請を行い知事から承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（決定内容変更の承認）

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定の内容を変更しようとする場合には、別に定める期日までに、変更承認申請書（様式3）に必要な書類を添えて、知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的を変えないで、補助金の交付決定額に

影響を及ぼすことなく、その変更により効率的かつ効果的に補助目的が達成される場合はこの限りではない。

- 2 第7条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「交付決定通知書（様式2）」とあるのは変更承認通知書（様式4）と読み替えるものとする。

（補助事業の中止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、承認を得なければならない。

（事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況及び経費の支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11条の規定により補助事業の中止の報告を行い知事から承認を受けたときを含む。）は、別に定める期日までに、実績報告書（様式5）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、第12条の規定に基づく遅延等の報告を行い知事から別段の指示等を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 補助事業者は、第1項の規定に基づく期日までに実績報告ができないときは、あらかじめその理由を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合において、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条の規定に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式6）により補助事業者に通知する。この場合において、補助対象経費に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた上で補助金の額を確定するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金の支払は、原則として第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、別に定める期日ま

で、支払請求書（様式 7）及び支払金口座振替依頼書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、第11条の規定に基づく補助事業の中止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第 7 条の規定に基づく交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法その他の法令、規則又は交付要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
- （6）補助事業者が、第 5 条の規定に基づく補助事業の実施期間について、事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合
- （7）補助事業者が、第14条に規定に基づく実績報告について、定められた期日までに実績報告書（様式 5）を提出すること及び実績報告の提出ができない理由をあらかじめ報告することを怠った場合

2 知事は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、前項の命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金（百円未満を除く。）の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還について、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金（百円未満を除く。）を徴するものとする。

5 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（財産の管理）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を東京都（以下「都」という。）に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、若しくは効用を増加した工作物、機械及び器具

で知事が指定するもの又は補助金交付の目的を達成するため特に必要があると認めるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(遂行命令)

- 第20条 知事は 第12条の規定に基づく遅延等の報告若しくは第13条の規定に基づく状況報告又は法第221条第2項の規定に基づく予算執行に関する調査により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(電磁的方法による提出)

- 第21条 補助事業者は、法その他の法令、規則又は交付要綱（以下「交付要綱等」という。）の規定に基づく申請、届出、報告等（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（都の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって都の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）を使用する方法により提出することができる。

(電磁的方法による通知等)

- 第22条 知事は、交付要綱等の規定に基づく決定、承認、指示、命令その他の知事からの通知等（以下「通知等」という。）については、補助事業者が書面により受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織（都の使用に係る電子計算機と、通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって都の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）を使用する方法により行うことができる。この場合において、知事は、補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

(保護者等への委任)

- 第23条 補助事業者は、交付要綱等の規定に基づく申請等、通知等の受理及び本補助金の受領について、その全部又は一部を保護者等に委任することができる。

(その他)

- 第24条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助事業者の専門知識の習得をより一層図るため、補助事業者が、農業関連資格の取得を目指して受験及び試験対策に必要な経費 1 農業関連資格の受験料 2 農業関連資格の試験対策に係る書籍購入費用 農業関連資格の試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用 3 農業関連資格の試験対策に係る講座受講費用 農業関連資格の試験対策として必要な民間等提供講座の受講費用 4 農業関連資格の試験対策に係る材料等購入費用 農業関連資格の試験対策として必要な材料等の購入費用 5 その他農業関連資格の取得支援に資する経費 上記を除き農業関連資格の取得支援として知事が必要と認めた経費
補助金の額	補助対象経費の 1 / 2 とする。 ただし、農業関連資格ごとに別に定める額を上限とする。

東京都知事 殿	日付	
	郵便番号	
	住所	
	カナ 申請者氏名	

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付申請書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、本補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業者

(1) 対象生徒

☐ 申請者本人（申請者本人の場合、●は記入不要）

カナ

● 氏名

◎ 所属校名

◎ 学年

※令和 7 年度時点

◎ 所属科名

◎ 生年月日

● 郵便番号

● 住所

◎ 委任の要否

☐ 私、は、本補助金に係る交付申請及び実績報告等の提出、交付決定及び額確定等の通知等の受理並びに請求及び受領について、下記（2）代理人に委任する。
（上記権限を委任しない（ボックスに✓を入れない）場合、（2）代理人の欄は全て記入不要）

(2) 代理人

カナ

◎ 代理人氏名

◎ 対象生徒との続柄

◎ メールアドレス

☐ 対象生徒と同居（同居の場合、●は記入不要）

◎ 電話番号

● 住所

2 補助事業の目的及び内容

の受験及び試験対策を通じて、専門知識を習得します。
なお、上記資格について、に受験します。

3 補助金交付申請額

円

☐ 私は、本補助金の交付申請額について上記資格の補助上限額を申請します。

4 補助事業の実施期間

交付申請の日（本日）から上記資格の受験日（今年度）まで

ただし、上記資格を翌年度に受験する予定の場合、以下の記入欄にその理由及び翌年度の受験予定時期を記載してください。

翌年度に受験することが適当であると知事が認めた場合、上記資格が本補助金の交付対象となります。

◎ 理由

◎ 受験予定時期

(裏面へ続く)

5 個人情報の利用に関する同意

☐ 私、 _____ は、個人情報の利用に当たり以下の点に同意します。

- ◎ 本補助金の手続において徴取する個人情報は、補助金を支給するために必要な範囲で利用します。
- ◎ 本対象生徒が所属校に在学していることを確認するため、所属校が管理する情報を利用します。
- ◎ 本補助金の対象経費を確認するため、該当者に限り、給付型奨学金や学校徴収金の執行状況を利用します。

6 補助金の利用に関する誓約

☐ 私、 _____ は、本補助金の利用に当たり以下の点に誓約します。
違反があった場合は、都の求めに従い補助事業の中止又は支給された補助金を即時返還します。

- ◎ 本申請書の記載内容は事実と相違ありません。
- ◎ 本補助金を補助事業以外の用途に使用しません。
- ◎ 補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為はしません。
- ◎ 本補助金に関連する法令規則並びに本補助金の交付要綱又は実施要領に基づく知事の指示に違反しません。

対象生徒が所属校に在学していることを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

補助事業者 _____ 殿

代理人 _____ 殿

令和 7 年 月 日
7 教 学 高 第 号

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付決定通知書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、貴殿から申請のあった本補助金について、次のとおり交付することを決定しましたので、交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

1 補助金の交付対象となる補助事業の目的及び内容並びに補助金交付決定額は、次のとおりとする。

（1）補助事業の目的及び内容

_____ の受験及び試験対策を通じた専門知識の習得

（2）補助金交付決定額

_____ 円

2 補助事業の内容決定に伴い、補助の条件は、次のとおりとする。

（1）補助金の額

補助対象経費の 1／2 とする。

（2）補助事業の実施期間

交付申請の日令和 年 月 日から上記資格の受験日（今年度）まで

（3）補助対象経費

補助事業者の実践的な専門知識の習得をより一層図るため、補助事業者が上記資格の取得を目指して受験及び試験対策を行う場合に要する経費であって、（2）に規定する期間内に対象の支払方法により支払った経費とする。

補助対象経費の項目及び対象の支払方法については、次の各号のとおりとする。

ア 受験料

補助事業者又は保護者等が支払先に直接支払う場合（以下「直接支払経費」という。）、所属校が、補助事業者又は保護者等が希望制の検定試験を実施する場合など、事業実施の都度、補助事業者又は保護者から徴収する金銭から支払先に支払う場合（以下「都度徴収経費」という。）若しくは所属校が学習指導要領に定められた学校教育活動を行うために、補助事業者又は保護者等が所属校補助事業者又は保護者等が負担する教材・教具費や修学旅行費、生徒手帳代、卒業アルバム代などの経費を扱う会計を通じて支払先に支払う場合（以下「積立金会計」という。）とする。

イ 試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用

直接支払経費、積立金会計又は都度徴収経費とする。

ウ 試験対策にとして必要な校外実施講座の受講費用

直接支払経費、積立金会計又は都度徴収経費とする。

エ 試験対策として必要な材料等購入費用

積立金会計又は都度徴収経費とする。

オ 上記アからエまでの各号を除き農業関連資格の取得支援として知事が必要と認めた経費

知事が認めた支払方法とする。

（4）その他補助条件

ア 本補助金は交付要綱に基づいて交付するものであるから、補助事業以外の用途に使用しないこと。

イ 本補助金の処理については、交付要綱に基づいて適正に処理すること。

（裏面へ続く）

様式2（裏）

ウ 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受領した日の翌日から14日以内に申請の取り下げをすることができる。

エ 知事は、交付の決定後生じた事情の変等更により、補助事業の全部又は一部を計測する必要がなく、決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

オ 補助事業者は、上記資格を受験した日の翌日から30日以内に、東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金に係る補助事業の実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

カ 知事は、上記オに規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金の額の確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

キ 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（ア）本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（イ）補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合

（ウ）補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令に違反した場合

ク 上記エ及びカの規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

ケ 知事は、上記エ及びカにより補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を一部の返還を補助事業者に命ずる。

コ 補助事業者は、上記ケの規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金（百円未満を除く。）を併せて納付しなければならない。なお、補助金の返還は、上記ケの規定による命令がなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金（百円未満を除く。）を納付しなければならない。

なお、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

サ 補助事業者は、補助事業の経費に係る全ての証拠書類を備え、上記資格を受験した日の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

東京都知事 殿	日付	
	郵便番号	
	住所	
	カナ 申請者氏名	

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった内容を下記のとおり変更したいので、東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

◆ 補助事業の目的及び内容（取得予定資格）

変更後： の受験及び試験対策を通じた、専門知識の習得

(変更前： の受験及び試験対策を通じた、専門知識の習得)

なお、上記資格について、 に受験します。

◆ 補助事業の実施期間

変更承認申請の日（本日）から上記資格の受験日（今年度）まで

ただし、上記資格を翌年度に受験する予定の場合、以下の記入欄にその理由及び翌年度の受験予定時期を記載してください。

翌年度に受験することが効率的・効果的であると知事が認めた場合、上記資格が本補助金の交付対象となります。

◎ 理由

◎ 受験予定時期

◆ 補助金交付申請額

円

☐ 私は、本補助金の交付申請額について上記資格の補助上限額を申請します。

補助事業者 _____ 殿

代理人 _____ 殿

令和 7 年 月 日
7 教 学 高 第 号

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金決定内容変更承認通知書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づき、貴殿から申請のあった交付決定の内容変更について、次のとおり承認しましたので交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

1 交付決定の内容変更に伴う補助事業の目的及び内容並びに補助金交付決定額は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の目的及び内容
_____ の受験及び試験対策を通じた専門知識の習得
- （2）補助金交付決定額
_____ 円

2 交付決定の内容変更に伴い、補助の条件は、次のとおりとする。

- （1）補助金の額
補助対象経費の 1 / 2 とする。
- （2）補助事業の実施期間
変更承認申請の日令和 年 月 日から上記資格の受験日（今年度）まで
- （3）補助対象経費
補助事業者の実践的なものづくり技能の習得をより一層図るため、補助事業者が上記資格の取得を目指して受験及び試験対策を行う場合に要する経費であって、（2）に規定する期間内に対象の支払方法により支払った経費とする。
補助対象経費の項目及び対象の支払方法については、次の各号のとおりとする。

ア 受験料
補助事業者又は保護者等が支払先に直接支払う場合（以下「直接支払経費」という。）、所属校が、補助事業者又は保護者等が希望制の検定試験を実施する場合など、事業実施の都度、補助事業者又は保護者から徴収する金銭から支払先に支払う場合（以下「都度徴収経費」という。）若しくは所属校が学習指導要領に定められた学校教育活動を行うために、補助事業者又は保護者等が所属校補助事業者又は保護者等が負担する教材・教具費や修学旅行費、生徒手帳代、卒業アルバム代などの経費を扱う会計を通じて支払先に支払う場合（以下「積立金会計」という。）とする。

- イ 試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用
直接支払経費、積立金会計又は都度徴収経費
- ウ 試験対策として必要な校外実施講座の受講費用
直接支払経費、積立金会計又は都度徴収経費
- エ 試験対策として必要な材料等購入費用
積立金会計又は都度徴収経費
- オ 上記アからエまでの各号を除き工業系資格の取得支援として知事が必要と認めた経費
知事が認めた支払方法

- （4）その他補助条件
- ア 本補助金は交付要綱に基づいて交付するものであるから、補助事業以外の用途に使用しないこと。
- イ 本補助金の処理については、交付要綱に基づいて適正に処理すること。

様式 4（裏）

ウ 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受領した日の翌日から14日以内に申請の取り下げをすることができる。

エ 知事は、交付の決定後生じた事情の変等更により、補助事業の全部又は一部を計測する必要がなく、決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

オ 補助事業者は、上記資格を受験した日の翌日から30日以内に、東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金に係る補助事業の実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

カ 知事は、上記オに規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金の額の確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

キ 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（ア）本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（イ）補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合

（ウ）補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令に違反した場合

ク 上記エ及びカの規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

ケ 知事は、上記エ及びカにより補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を一部の返還を補助事業者に命ずる。

コ 補助事業者は、上記ケの規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金（百円未満を除く。）を併せて納付しなければならない。なお、補助金の返還は、上記ケの規定による命令がなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金（百円未満を除く。）を納付しなければならない。

なお、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

サ 補助事業者は、補助事業の経費に係る全ての証拠書類を備え、上記資格を受験した日の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

様式 5 (表)

東京都知事 殿	日付	
	郵便番号	
	住所	
	カナ 報告者氏名	

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金に係る補助事業の実績報告書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、上記補助金に係る補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施結果

の受験及び試験対策を通じて、専門知識の習得に努めた。

2 補助事業を行う場合に要する経費の執行状況

円 (以下 (1) から (5) までの合計)

(1) 受験料

円 (以下アからウまでの合計)

ア	受験日 1		受験料 1		円
イ	受験日 2		受験料 2		円
ウ	受験日 3		受験料 3		円

(2) 試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用

円 (以下アからオまでの合計)

ア	書籍名 1		購入費用 1		円
イ	書籍名 2		購入費用 2		円
ウ	書籍名 3		購入費用 3		円
エ	書籍名 4		購入費用 4		円
オ	書籍名 5		購入費用 5		円

(3) 試験対策として必要な校外実施講座の受講費用

円 (以下アからオまでの合計)

ア	講座名 1		受講費用 1		円
イ	講座名 2		受講費用 2		円
ウ	講座名 3		受講費用 3		円
エ	講座名 4		受講費用 4		円
オ	講座名 5		受講費用 5		円

(4) 試験対策として必要な材料等の購入費用

円 (以下アからオまでの合計)

ア	品目名 1		購入費用 1		円
イ	品目名 2		購入費用 2		円
ウ	品目名 3		購入費用 3		円
エ	品目名 4		購入費用 4		円
オ	品目名 5		購入費用 5		円

(5) 上記 (1) から (4) までの各号を除き農業関連資格の取得支援として知事が必要と認めた経費

円

(裏面へ続く)

当該資格を受験したことを証明する書類／当該資格の受験料を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

試験対策として必要な材料等の購入費用を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

その他農業関連資格の取得支援に資する経費を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

補助事業者 _____ 殿

代理人 _____ 殿

令和 7 年 月 日
7 教 学 高 第 号

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金の額の確定通知書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14条の規定に基づき、貴殿から報告のあった上記補助金に係る補助事業の実施結果について、上記補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

1 補助金の確定額
_____ 円

2 上記確定額の算出
補助対象経費（（1）から（5）までの合計） _____ 円 × 1 / 2 = 補助金の額 _____ 円
上記の額は、補助金交付決定額よりも低いため、
補助金の確定額は、 _____ 円

（1）受験料（アからウまでの合計）
_____ 円
ア 直接支払経費 _____ 件 _____ 円
イ 都度徴収経費 _____ 件 _____ 円
ウ 積立金会計 _____ 件 _____ 円

（2）試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用（アからウまでの合計）
_____ 0 円
ア 直接支払経費 _____ 件 _____ 円
イ 都度徴収経費 _____ 件 _____ 円
ウ 積立金会計 _____ 件 _____ 円

（3）試験対策として必要な民間等提供講座の受講費用（アからウまでの合計）
_____ 0 円
ア 直接支払経費 _____ 件 _____ 円
イ 都度徴収経費 _____ 件 _____ 円
ウ 積立金会計 _____ 件 _____ 円

（4）試験対策として必要な材料等の購入費用（アからイまでの合計）
_____ 0 円
ア 都度徴収経費 _____ 件 _____ 円
イ 積立金会計 _____ 件 _____ 円

（5）（1）から（4）までの各号を除き農業関連資格の取得支援として知事が必要と認めた経費（アからウまでの合計）
_____ 0 円
ア 直接支払経費 _____ 件 _____ 円
イ 都度徴収経費 _____ 件 _____ 円
ウ 積立金会計 _____ 件 _____ 円

東京都知事 殿	日付	
	郵便番号	
	住所	
	カナ 請求者氏名	

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金支払請求書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき、上記補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額
円

2 振替先口座

金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店番号	
預金種別	
口座番号	
口座名義人（カナ）	

振替先口座を確認できる書類

ここに書類を貼付してください。

東京都知事 殿	日付	令和 7 年 5 月 1 日
	郵便番号	163-0000
	住所	東京都新宿区西新宿 0-0-0
		AAA000
	カナ	トウキョウ ノウギョウ
	申請者氏名	東京 農業

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付申請書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、本補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業者

(1) 対象生徒

☐ 申請者本人（申請者本人の場合、●は記入不要）

カナ

東京 園芸

● 氏名

東京 園芸

◎ 所属校名

都立〇〇高等学校

◎ 所属学科名

〇〇科

● 郵便番号

163-0000

◎ 学年

第 3 学年

◎ 生年月日

平成19年 4 月 22 日

● 住所

東京都新宿区西新宿 0-0-0

AAA000

○ 電話番号

○はいずれかを記入

○ メール

○はいずれかを記入

○ アドレス

Tokyo-engei@mail.co.jp

○はいずれかを記入

▲ 委任の要否

☐ 私、

は、本補助金に係る交付申請及び実績報告等の提出、交付決定及び額確定等の通知等の受理並びに請求及び受領について、下記（2）代理人に委任する。
（上記権限を委任しない（ボックスに✓を入れない）場合、（2）代理人の欄は全て記入不要）

(2) 代理人（上記ボックスに✓を入れた場合は記載すること。）

カナ

東京 農業

◎ 代理人氏名

東京 農業

◎ 対象生徒との続柄

父

○ 電話番号

03-0000-0000

○はいずれかを入力

○ メール

○はいずれかを入力

○ アドレス

Tokyo.Nogyou@mail.com

○はいずれかを入力

☒ 対象生徒と同居（同居の場合、●は記入不要）

● 郵便番号

● 住所

2 補助事業の目的及び内容

技能士<造園> 2 級

の受験及び試験対策を通じて、専門知識を習得します。

なお、上記資格について、

令和 7 年 9 月 8 日

に受験します。

3 補助金交付申請額

50,000

円

☒ 私は、本補助金の交付申請額について上記資格の補助上限額を申請します。

(裏面へ続く)

4 補助事業の実施期間

交付申請の日（本日）から上記資格の受験日（今年度）まで

ただし、上記資格を翌年度に受験する予定の場合、以下の記入欄にその理由及び翌年度の受験予定時期を記載してください。

翌年度に受験することが適当であると知事が認めた場合、上記資格が本補助金の交付対象となります。

- ◎ 理由
- ◎ 受験予定時期

5 個人情報の利用に関する同意

☒ 私、 東京 園芸 は、個人情報の利用に当たり以下の点に同意します。

- ◎ 本補助金の手続において徴取する個人情報は、補助金を支給するために必要な範囲で利用します。
- ◎ 本対象生徒が所属校に在学していることを確認するため、所属校が管理する情報を利用します。
- ◎ 本補助金の対象経費を確認するため、該当者に限り、給付型奨学金や学校徴収金の執行状況を利用します。

6 補助金の利用に関する誓約

☒ 私、 東京 園芸 は、本補助金の利用に当たり以下の点に誓約します。
違反があった場合は、都の求めに従い補助事業を中止するとともに支給された補助金を即時返還します。

- ◎ 本申請書の記載内容は事実と相違ありません。
- ◎ 本補助金を補助事業以外の用途に使用しません。
- ◎ 補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為はしません。
- ◎ 本補助金に関連する法令規則並びに本補助金の交付要綱及び実施要領に基づく知事の指示に違反しません。

対象生徒が所属校に在学していることを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

東京都知事 殿	日付	令和 7 年 8 月 1 日
	郵便番号	163-0000
	住所	東京都新宿区西新宿 0-0-0
		AAA000
	カナ	トウキョウ ノウギョウ
	申請者氏名	東京 農業

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった内容を下記のとおり変更したいので、東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

1

変更の理由

より高度な専門性を身に着けたいと考えたため

2

変更の内容

◆ 補助事業の目的及び内容（取得予定資格）

変更後：技能士<造園> 3 級の受験及び試験対策を通じた、専門知識の習得

(変更前：技能士<造園> 2 級の受験及び試験対策を通じた、専門知識の習得)

なお、上記資格について、 に受験します。

◆ 補助事業の実施期間

変更承認申請の日（本日）から上記資格の受験日（今年度）まで

ただし、上記資格を翌年度に受験する予定の場合、以下の記入欄にその理由及び翌年度の受験予定時期を記載してください。

翌年度に受験することが効率的・効果的であると知事が認めた場合、上記資格が本補助金の交付対象となります。

◎ 理由

試験対策を十分に行った上で受験し、当該資格を確実に取得したいため

◎ 受験予定時期

令和 8 年 9 月

◆ 補助金交付申請額

50,000 円

☒

 私は、本補助金の交付申請額について上記資格の補助上限額を申請します。

様式 5（表）

東京都知事 殿	日付	令和 8 年 3 月 31 日
	郵便番号	163-0000
	住所	東京都新宿区西新宿 0-0-0
		AAA000
	カナ 報告者氏名	トウキョウ ノウギョウ 東京 農業

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金に係る補助事業の実績報告書

東京都立高等学校農業関連資格取得支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、上記補助金に係る補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施結果
技能士<造園>3級 の受験及び試験対策を通じて、専門知識の習得に努めた。

2 補助事業を行う場合に要する経費の執行状況
121,300 円（以下（1）から（5）までの合計）

(1) 受験料
21,300 円（以下アからウまでの合計）

ア	受験日 1	令和 7 年 9 月 8 日	受験料 1	3,100 円
イ	受験日 2	令和 7 年 9 月 9 日	受験料 2	18,200 円
ウ	受験日 3		受験料 3	円

(2) 試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用
0 円（以下アからオまでの合計）

ア	書籍名 1		購入費用 1	円
イ	書籍名 2		購入費用 2	円
ウ	書籍名 3		購入費用 3	円
エ	書籍名 4		購入費用 4	円
オ	書籍名 5		購入費用 5	円

(3) 試験対策として必要な校外実施講座の受講費用
100,000 円（以下アからオまでの合計）

ア	講座名 1		受講費用 1	円
イ	講座名 2		受講費用 2	円
ウ	講座名 3		受講費用 3	円
エ	講座名 4		受講費用 4	円
オ	講座名 5		受講費用 5	円

(4) 試験対策として必要な材料等の購入費用
0 円（以下アからオまでの合計）

ア	品目名 1		購入費用 1	円
イ	品目名 2		購入費用 2	円
ウ	品目名 3		購入費用 3	円
エ	品目名 4		購入費用 4	円
オ	品目名 5		購入費用 5	円

(5) 上記（1）から（4）までの各号を除き農業関連資格の取得支援として知事が必要と認めた経費
0 円

（裏面へ続く）

当該資格を受験したことを証明する書類／当該資格の受験料を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

試験対策として必要なテキスト・問題集の購入費用を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

試験対策として必要な材料等の購入費用を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。

その他農業関連資格の取得支援に資する経費を支払ったことを証明する書類

ここに書類を貼付してください。